平成２３年（フ）第１４４２号
神戸市中央区熊内町２丁目９番10号　小林マンション201号
債務者　ビクター美装こと　北田　昌功
1　決定年月日時　平成24年２月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月６日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１４６１号
神戸市北区南五葉３丁目４番24号　シャトーすずらんⅢ301、従前の住所神戸市北区筑紫が丘８丁目１番地の24
債務者　塩　　文寿
1　決定年月日時　平成24年２月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月６日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第３３号
神戸市垂水区千代が丘２丁目５番22号　ハイツセイゲツ101号
債務者　千葉美智子
1　決定年月日時　平成24年２月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月６日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第９１９号
北九州市小倉北区宇佐町１丁目８番13―202号
債務者　梅田　泰生
1　決定年月日時　平成24年２月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月９日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第１０１６号
北九州市小倉北区馬借１丁目14番15号　民和荘203
債務者　石田　和子
1　決定年月日時　平成24年２月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月９日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第１０５８号
北九州市小倉北区真鶴２丁目11番26―202号
債務者　杉永　清香（旧姓石川）
1　決定年月日時　平成24年２月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月９日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第１０８９号
福岡県中間市通谷１丁目10番22号
債務者　江﨑さつき
1　決定年月日時　平成24年２月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月９日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第１４号
北九州市小倉北区中島１丁目６番28号
債務者　久米　雅登
1　決定年月日時　平成24年２月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月９日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第１６号
北九州市若松区二島３丁目７番11号
債務者　中田　利幸
1　決定年月日時　平成24年２月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月９日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第１７号
北九州市若松区二島３丁目７番11号
債務者　中田　朝恵
1　決定年月日時　平成24年２月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月９日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第２０号
青森市桂木３丁目20番地15
債務者　村上　壽夫
1　決定年月日時　平成24年２月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月13日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第５０８号
埼玉県越谷市千間台東２丁目15番地10メゾンノーブリィー107、破産申立時の住所埼玉県越谷市大字大里604番地３
債務者　伊藤　仁郎
1　決定年月日時　平成24年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月13日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２３年（フ）第６２２号
静岡県浜松市中区高丘北４丁目11番19号　シティハイムタナカ102
債務者　大倉　健司
1　決定年月日時　平成24年２月３日午前11時15分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月13日まで
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２３年（フ）第６５４号
静岡県浜松市中区神田町1493番地の２
債務者　山本　勇治
1　決定年月日時　平成24年２月３日午後３時10分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月13日まで
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２３年（フ）第６５５号
静岡県浜松市中区神田町1493番地の２
債務者　山本きくゑ
1　決定年月日時　平成24年２月３日午後３時10分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月13日まで
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２３年（フ）第３０９８号
名古屋市港区宝神１丁目39番地の３　ニューコーポ宝神604号
債務者　田山　邦子
1　決定年月日時　平成24年２月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月16日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第７３７号
熊本市東本町21番１―404号
債務者　井手　廣美
1　決定年月日時　平成24年２月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月19日まで
熊本地方裁判所民事第１部